

全体についての消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法8条の2第1項に基づき、()
全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の
予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) ()に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別図1のとおりとする。

なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

2 各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火
管理業務を適切に行わせなければならない。

第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第4条 ()の共同防火管理を行うため、別表1の構成員
をもって、() 共同防火管理協議会（以下「協議会」とい
う。）を設置する。
2 協議会の事務局は、()に置く。

(代表者)

第5条 協議会の代表者（以下「会長」という。）は、()
とする。
2 会長は、各事業所の管理権原者と協議して、統括防火管理者を選任（解
任）し、消防機関へ届け出るものとする。
3 会長は、統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物
全体についての防火管理業務を行わせるものとする。
4 会長は、各事業所の管理権原者と相互に意思の疎通を図り協議会の円滑
な運営に努める。

(協議会の審議事項)

第6条 協議会は、共同で防火管理を行うための基本的事項について協議し、決定する。

- (1) 協議会の設置及び運用に関すること。
- (2) 協議会の代表者の選任に関すること。
- (3) 統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権原に関すること。
- (4) 建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関すること。
- (5) 建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。

(協議会の開催)

第7条 協議会の開催は定例会及び臨時会とし、次のとおり行う。

- (1) 定例会は、() の年()回開催する。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

第3章 統括防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の選任)

第8条 統括防火管理者は、()とする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第9条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を有する。

- (1) 建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。
- (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
- (4) 火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。
- (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
- (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
- (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

(協議会構成員の責務)

第10条 協議会の構成員は、建物全体の安全性を高めるよう努めなければならない。

(各事業所の防火管理者等の責務)

第11条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者を選任（解任）したとき
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき
- (3) 統括防火管理者から指示、命令された事項の結果
- (4) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき
- (5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき
- (6) 内装の改修など工事を行うとき
- (7) 大量の可燃物の搬入及び搬出、危険物又は引火性物品を貯蔵、取り扱うとき
- (8) 臨時に火気を使用するとき
- (9) 火気を使用する設備・器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- (11) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、及び改修するとき
- (12) 防火管理業務の一部を委託するとき
- (13) 催物を開催するとき
- (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (15) その他防火管理上必要な事項

2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。

3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互の連絡を保ち、協力して防火管理業務を推進する。

第4章 火災予防事項

（点検）

第12条 消防用設備等の点検及び建物の検査は次による。

- (1) 消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等の法定点検は、（ ）の責任によって行う。

イ 法定点検を実施する場合は、原則として統括防火管理者が立ち会うものとする。

- (2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の自主点検は、共用部分については建物所有者、各事業所の占用部分は各事業所の責任により行う。

- (3) 建築施設等の点検等

- ア 建築施設の定期点検は、()の責任により行う。
 - イ 建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設の自主点検等は、共用部分については建物所有者、各事業所の占用部分は各事業所の責任により行う。
- 2 点検の実施方法及び時期等については、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(不備欠陥箇所の整備)

- 第13条 消防用設備等及び建物等の点検で発見された不備欠陥箇所の改修は、前条の責任範囲により行う。
- 2 前条の各種点検に基づく不備欠陥箇所について、改修計画の必要がある場合は、前条の責任範囲における防火管理者等が改修計画を策定し、その促進を図るものとする。

(工事中の安全対策)

- 第14条 統括防火管理者は、複数の事業者にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成し、消防機関に届出をする。

(避難施設等の維持管理及びその案内)

- 第15条 統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。
- (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かない。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
 - (2) 安全区画、防煙区画の維持管理
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
 - イ 閉鎖の障害となる設備設け又は物品を置かない。
 - (3) 避難経路の案内
 - 防火管理者は、避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

第5章 統括自衛消防活動対策

(統括自衛消防隊)

- 第16条 ()の自衛消防組織として統括自衛消防隊を設置するものとし、その組織は本部隊及び地区隊に分けるとともに、各隊の編成及び任務分担は次のとおりとする。

- (1) 本部隊は構成員の中から選出するものとし、その編成及び任務分担について別表2のとおりとする。
 - (2) 地区隊は事業所単位とし、その編成及び任務分担については事業所の規模に応じて防火管理者等が定めるものとする。
- 2 統括自衛消防隊長は、火災等の災害活動及び訓練の実施等にあたって、指揮・命令等の一切の権限を有し、統括副隊長はこれを補佐する。

(自衛消防活動等)

第17条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

- (1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。
- (2) 消火活動

ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。
- (3) 避難誘導

ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。
- (4) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。
イ 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。
ウ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

(消防隊に対する情報提供等)

第18条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。

- (1) 自衛消防の組織の活動状況
- (2) 消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保

- (3) 火災現場への誘導
- (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報提供
- (5) 自衛消防隊本部等の設置場所

(地震対策)

第19条 各事業所の防火管理者等は、点検・検査にあわせて、地震による被害の未然防止措置及び地震発生後の安全措置について、各事業所の消防計画に定める。

2 地震後、統括防火管理者は、統括自衛消防隊本部隊に被害に対する応急措置を行わせる。

(教育及び訓練)

第20条 統括防火管理者は、防火管理技術及び能力の向上並びに防火思想の普及を図るため、次により教育及び訓練を行う。

- (1) 防火に関する講習又は研修会を年1回以上
- (2) 消火、通報及び避難等の自衛消防隊訓練を年（ ）回以上
- (3) 統括防火管理者は、消火、通報及び避難訓練を実施する場合は、事前に消防機関に通報する。

附 則

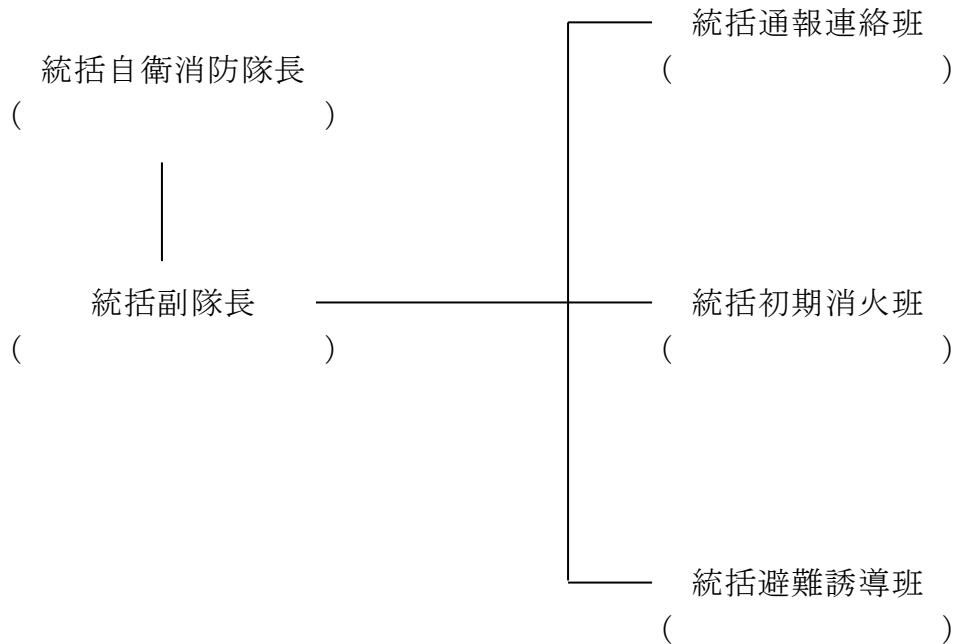
この協議事項は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1

協議会構成員一覧表

別表 2

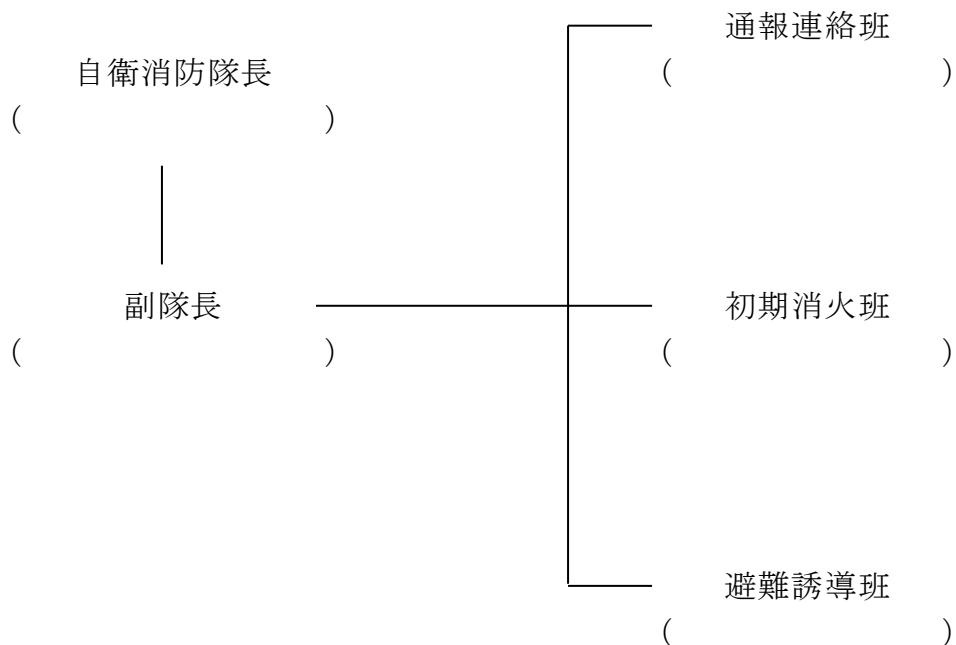
統括自衛消防隊（本部隊）



任務分担は次のとおりとする

- 1 統括副隊長 ①地区隊の自衛消防隊長の統括管理
- 2 統括通報連絡班 ①消防機関への通報の確認
②地区隊の通報連絡班の統括管理
③消防署、警察署その他関係機関への情報提供
④建物内にいる者及び関係者への災害情報の伝達
- 3 統括初期消火班 ①地区隊が行う初期消火活動への指示
②地区隊の初期消火班の統括管理
- 4 統括避難誘導班 ①地区隊が行う避難誘導への指示
②避難口の開放の確認
③地区隊の避難誘導班の統括管理
④未避難者、要救助者の確認

統括自衛消防隊（地区隊） 事業所名（ ）



各班の任務分担は次のとおりとする

- 1 通報連絡班
 - ①消防署（119）への通報
 - ②関係者等へ火災の連絡
 - ③消防隊へ情報の提供
 - ④統括情報連絡班への報告及び支援活動
- 2 初期消火班
 - ①消火器や水バケツ等による初期消火
 - ②消火栓等、設備を使用した初期消火
 - ③統括初期消火班への報告及び支援活動
- 3 避難誘導班
 - ①非常口の開放
 - ②避難器具等を使用し安全な場所へ避難させる
 - ③統括避難誘導班への報告及び支援活動

全体についての消防計画承認書

平成 年 月 日から施行する全体についての消防計画について、承認します。